

入居者の自己負担金一覧表

社会福祉法人 守屋福祉会

特別養護老人ホーム 久留米昌普久苑

(31日の場合)

(令和6年8月～)

(単位：円/月)

区分	介護		看護体制加算Ⅰ		栄養マネジメント強化加算		食費		居住費		合計	加算・手数料含む合計金額	
	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日			
要介護1	第二段階						390	12,090	820	25,420	59,365	63,437	
	第三段階①	682	21,142	12	372	11	341	650	20,150	1,310	40,610	82,615	86,687
	第三段階②							1,360	42,160	1,310	40,610	104,625	108,697
	第四段階							1,445	44,795	2,066	64,046	130,696	134,768
	第四段階(2割)	1364	42,284	24	744	22	682	1,445	44,795	2,066	64,046	152,551	159,696
	第四段階(3割)	2046	63,426	36	1116	33	1023	1,445	44,795	2,066	64,046	174,406	184,623

区分	介護		看護体制加算Ⅰ		栄養マネジメント強化加算		食費		居住費		合計	加算・手数料含む合計金額	
	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日			
要介護2	第二段階						390	12,090	820	25,420	61,566	65,938	
	第三段階①	753	23,343	12	372	11	341	650	20,150	1,310	40,610	84,816	89,188
	第三段階②							1,360	42,160	1,310	40,610	106,826	111,198
	第四段階							1,445	44,795	2,066	64,046	132,897	137,269
	第四段階(2割)	1506	46,686	24	744	22	682	1,445	44,795	2,066	64,046	156,953	164,696
	第四段階(3割)	2259	70,029	36	1116	33	1023	1,445	44,795	2,066	64,046	181,009	192,124

区分	介護		看護体制加算Ⅰ		栄養マネジメント強化加算		食費		居住費		合計	加算・手数料含む合計金額	
	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日			
要介護3	第二段階						390	12,090	820	25,420	63,891	68,579	
	第三段階①	828	25,668	12	372	11	341	650	20,150	1,310	40,610	87,141	91,829
	第三段階②							1,360	42,160	1,310	40,610	109,151	113,839
	第四段階							1,445	44,795	2,066	64,046	135,222	139,910
	第四段階(2割)	1656	51,336	24	744	22	682	1,445	44,795	2,066	64,046	161,603	169,979
	第四段階(3割)	2484	77,004	36	1116	33	1023	1,445	44,795	2,066	64,046	187,984	200,047

区分	介護		看護体制加算Ⅰ		栄養マネジメント強化加算		食費		居住費		合計	加算・手数料含む合計金額	
	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日			
要介護4	第二段階						390	12,090	820	25,420	66,154	71,150	
	第三段階①	901	27,931	12	372	11	341	650	20,150	1,310	40,610	89,404	94,400
	第三段階②							1,360	42,160	1,310	40,610	111,414	116,410
	第四段階							1,445	44,795	2,066	64,046	137,485	142,481
	第四段階(2割)	1802	55,862	24	744	22	682	1,445	44,795	2,066	64,046	166,129	175,120
	第四段階(3割)	2703	83,793	36	1116	33	1023	1,445	44,795	2,066	64,046	194,773	207,760

区分	介護		看護体制加算Ⅰ		栄養マネジメント強化加算		食費		居住費		合計	加算・手数料含む合計金額	
	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日	1日	31日			
要介護5	第二段階						390	12,090	820	25,420	68,324	73,615	
	第三段階①	971	30,101	12	372	11	341	650	20,150	1,310	40,610	91,574	96,865
	第三段階②							1,360	42,160	1,310	40,610	113,584	118,875
	第四段階							1,445	44,795	2,066	64,046	139,655	144,946
	第四段階(2割)	1942	60,202	24	744	22	682	1,445	44,795	2,066	64,046	170,469	180,050
	第四段階(3割)	2913	90,303	36	1116	33	1023	1,445	44,795	2,066	64,046	201,283	215,155

<その他加算について>

①介護職員等処遇改善加算

1か月の介護報酬(看護体制加算Ⅰ・栄養マネジメント強化加算含む) × 0.136
(小数点第一位を四捨五入)が上記料金に加算されます。

②協力医療機関連携加算

令和6年度は1か月に100単位、令和7年度からは1か月に50単位が加算されます。(注：2割は200単位、3割は300単位となります)

※医師の食事箋に基づいた療養食(糖尿病食や腎臓病食等)の対象者には
療養食加算 6単位/1食 を算定します。

※入所後、**初期加算**として30日間(月跨ぎあり)、30単位/日(1割)を算定します。(加算要件あり)

※合計金額には
①②の加算と事務手数料として、1,000円/月を含んでいます。

★合計金額には、
診療代、お薬代は含まれていません。

<介護保険負担限度額段階>

第一段階	市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者または生活保護費受給の方
第二段階	市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方
第三段階①	市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方
第三段階②	市町村民税非課税世帯で課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方
第四段階	上記以外の方

※所得の低い方は【居住費/食費】負担額の上限が設定され、全体の利用者負担が軽減されています。